

二月十四日。前田利家、金澤寶圓寺の大透圭徐に、鳳至郡總持寺を再建せしむ。

【竹内文書】 伊勢

一九五七

態令啓候。仍能州惣持寺之儀、打拾置もいかゞにて候間、此度とりたて可申候。材木等をも内々取集候様に尤候。人足などの儀、(三輪)藤兵衛・(大井)久兵衛に申付候。此たびはこけらぶきの下地に可被仰付候。作事様子、彼兩人に被仰聞候て、令書付可給候。恐々謹言。

(天正十五年)
亥二月十四日

(前田) 利家 在印

(大透圭徐)
寶圓寺

二月十五日。前田利勝、將に九州に出征せんとするを以て、越中一向宗門徒の人質を徵す。

【善徳寺文書】 越中

一九五八

(前田)利勝様御出陣付而、御門徒中人質之儀、自金澤被仰越、唯今以御折紙所々相觸候。慥なる衆當城迄早々可有御出候。其上を以尾山へ可被遣之由候。利家様御書付之寫

爲御披見進之候。猶使可申入候。恐々謹言。
(天正十五年)
二月十五日

有賀泰六 直政 在判

善徳寺

常樂寺 玉机下

二月十七日。前田利家、能登に産する駒の税額を定む。

【三輪文書】

一九五九

羽喰郡駒錢之儀、一疋ニ付而八百文あてニ可申付もの也。

(天正十五年)
二月十七日

(前田) 利家 在印

(吉志)
三輪藤兵衛殿

宇野丹介殿

山口藤五郎殿

小三郎

【保坂氏文書】 越後

一九六〇

鈴郡駒錢之儀、就一疋八百文あて可申付者也。

(天正十五年)
二月十七日

利家 在印

大井久兵衛殿

脇田善左衛門殿

神野彌衛門殿

澤崎作藏殿

四月二日。豊臣秀吉、前田利勝に、その豊前巖石城攻撃に於ける軍功を賞す。

【菅君雜錄】

一九六一

今度豊前於岩石之城、無比類礪、其上家中之面々數多討死、依盡粉骨急に没落せしめ、大慶不遇之候。猶増田右衛門尉可申候也。
(長盛)
(天正十五年)
四月二日

(前田利勝)
羽柴孫四郎殿

(豊臣) 秀吉 在印

御陣所

豊前岩石城の戦は四月朔日に在り。

(豊前) 岩石城の戦は四月朔日に在り。

五月廿八日。前田利家の奉行今井彦右衛門、鳳至郡山田郷院内村百姓に、山錢に相應する山地を分與すべきを告ぐ。

【能登國古文書】

一九六二

急度申遣候。いん内村山錢過分に上候處も、山なきの由申候へば、山錢にしたがつて、山をもわけつかわし申候。此上兎角申候は、從此方急度可申付候。謹言。
(彦右)
天正拾五年五月廿八日

今井彦七 在判

山田院内村百姓中

五月三十日。前田利家、珠洲郡西方寺村に、年貢皆濟狀を與ふ。

【妙嚴寺文書】 珠洲郡

一九六三

(天正十四年分)

直郷之内 西方寺

一、百拾四俵壹斗壹升七合五勺

高

此内廿五俵

妙嚴寺ニふち